「創意工夫・社会性等に関する実施状況」の提出について

１）　**計画を事前提出**

取組を実施する前に、実施計画の内容について市監督員に工事打合簿等により提出する。

２）　**提出した実施計画について、実施についての可否を市監督員に確認する**

・設計変更に係るものは創意工夫として実施することはできない。

３）　**しゅん工までに実施状況を報告する。**

・実施した内容において、市で検討し工事の評価とするかどうかを判断します。

・評価の可否、評価の結果等は公表しないものとする。

※　計画の事前提出が無い創意工夫等は、基本的に工事の評価としないこととする。ただし、市側からの依頼（現地見学、施工条件変更　等）により対応を行ったものは、計画の事前提出が無くても評価を検討する。